

重層的支援体制整備事業について

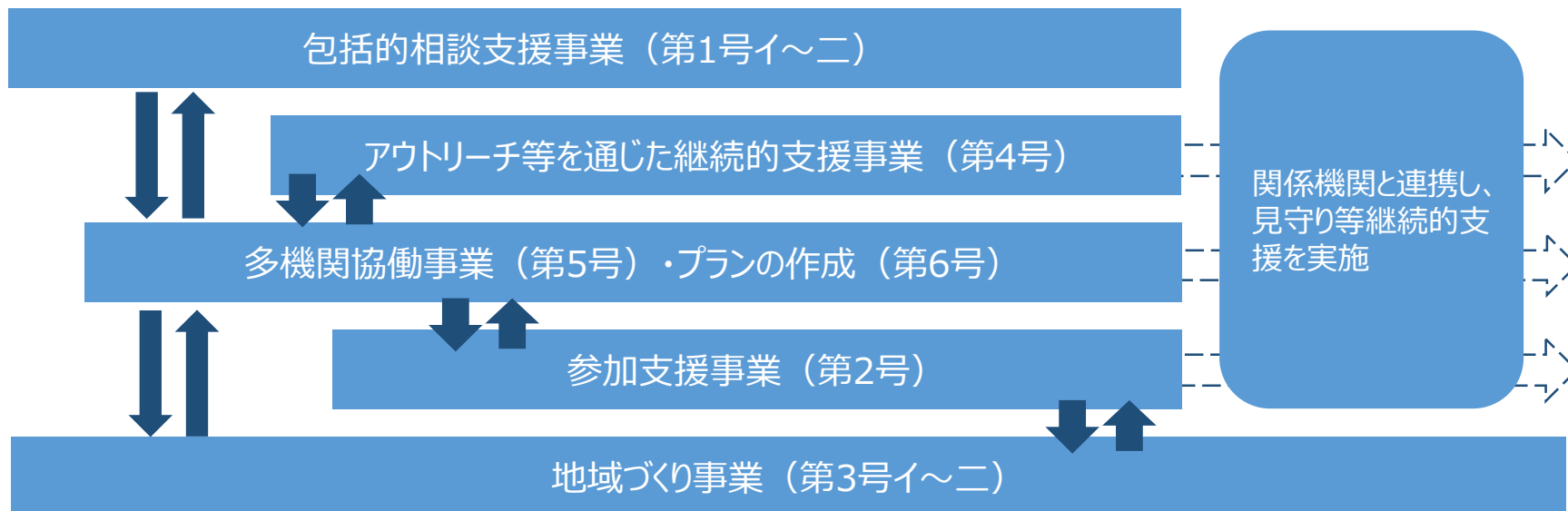
地域共生推進課

■ 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項関係）

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

【令和4年度実施自治体】全国134市町村

（事業イメージ）



■ 本市の方向性

○堺市基本計画2025（令和3年3月策定）－

重点戦略2.人生100年時代の健康・福祉～Well-being～

施策(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実

■ 取組の方向性

【包括的な相談支援体制の構築】

【権利擁護支援体制の強化】

【多様な居場所や地域福祉活動への支援】 等

施策(6)暮らしを支えるセーフティネットの構築

■ 取組の方向性

【生活困窮者への重層的な支援】

【ひきこもりへの取組】

【依存症対策の強化】 等

○第4次堺市地域福祉計画（令和2年3月策定）－

基本目標1.生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

1) 包括的な相談支援の充実と人材育成

2) 複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実

基本目標2.“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

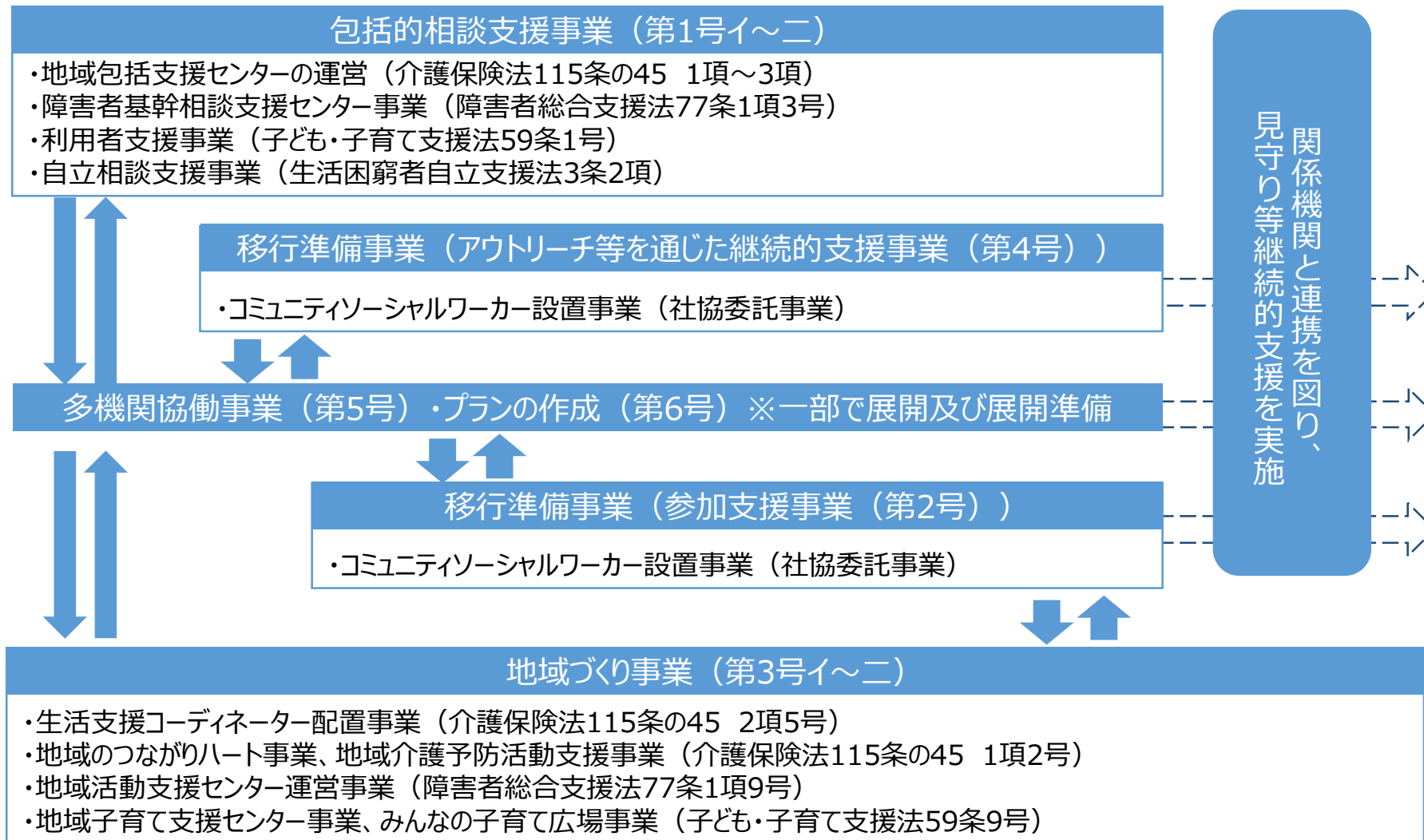
重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進

2) つながりや支えあいを支援する体制の充実

3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

■ 本市の現状 (R4)



重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

○多機関協働事業の実施【取組1)①】（継続）

【南区】

- ・「南区保健福祉連携会議設置要綱(R3年10月)」を制定し、R4年度より複雑化、複合化した課題を抱える世帯の支援体制の構築を目的に南区保健福祉連携会議を開催。
- ・複数の支援関係機関が課題などを共有し、役割分担して支援を実施。

R4年度開催実績 (4~11月)	南区保健福祉連携会議参加機関
9回	生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、南保健センター、社協南区事務所、南基幹型包括支援センター、南区障害者基幹相談支援センター、エマリス南、地域共生推進課 など

【堺区】

- ・堺区保健福祉連絡会にて、多機関協働事業の実施体制について協議。
- ・R4年7月から南区と同様に「支援会議」をモデル実施。
- ・R5年度から、多機関協働事業の実施及び支援会議を設置を予定。

堺区保健福祉連絡会参加機関
生活援護第一課、生活援護第二課、地域福祉課、子育て支援課、堺保健センター、社協堺区事務所、堺基幹型包括支援センター、堺区障害者基幹相談支援センター、すてっぷ・堺、地域共生推進課